

鹿部町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

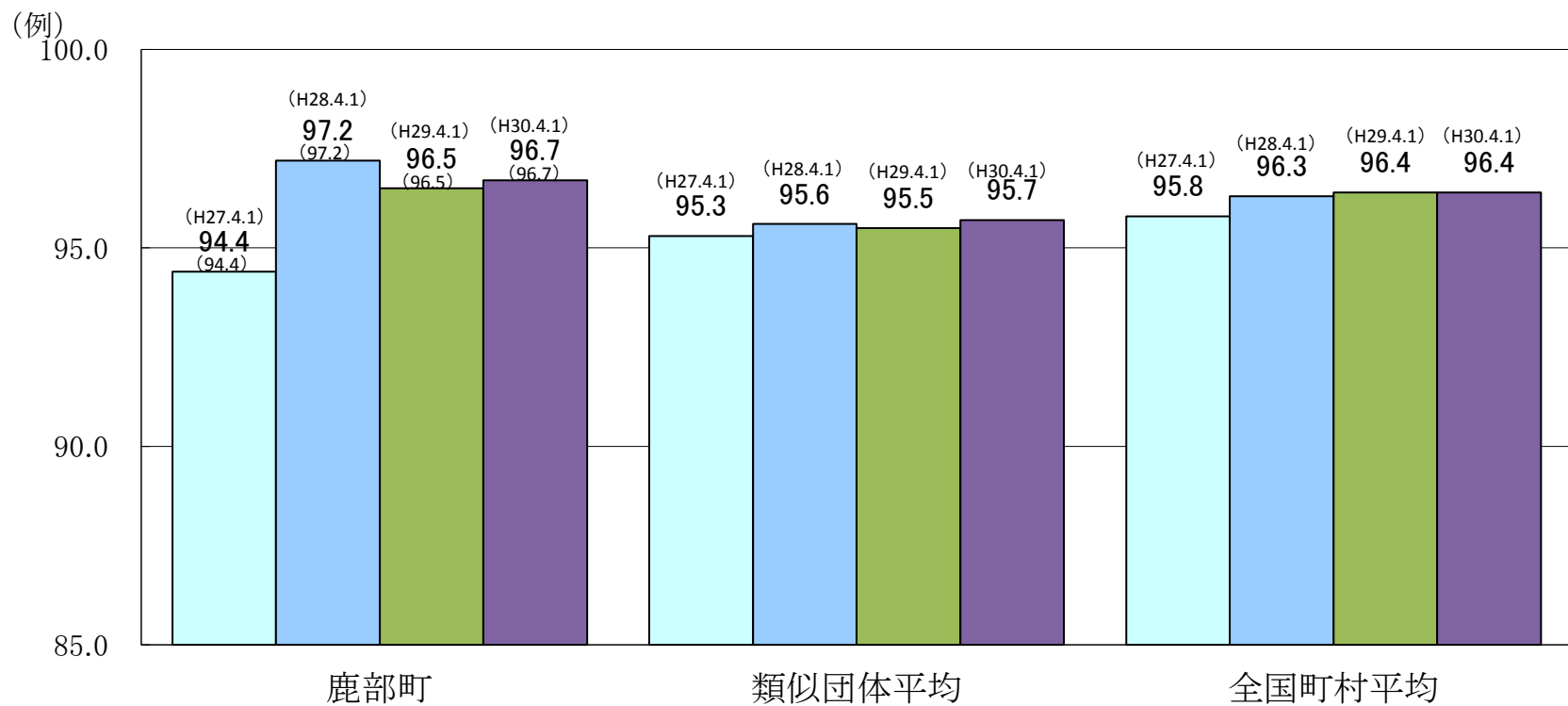
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 昨年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
29	4,009	3,103,494	69,389	533,507	17.2	17.8

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
29	64	224,614	23,498	89,297	337,409	5,272	5,414	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、29年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後のラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べて1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

平成28年度に等級別基準職務表を導入したことにより、課長職が全員6級となったため

(4) 給与改定の状況（当町では人事委員会未設置）

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円	%	%	%
			(%)			

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の 年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
29年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年庵支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引き下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
 （内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、行政職1級の全号俸と2級の初任給に係る号俸は引下げなし。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

②その他の見直し

管理職特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（30年4月1日現在）

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鹿部町	37.3 歳	270,082 円	302,434 円	284,762 円
北海道	43.1 歳	326,697 円	392,780 円	369,693 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	40.6 歳	294,324 円	333,931 円	323,675 円

イ 教育職（小・中学校（幼稚園））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鹿部町	33.7 歳	254,214 円	269,815 円
北海道	43.0 歳	361,178 円	419,034 円
類似団体	39.0 歳	272,492 円	299,962 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、30年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区分		鹿部町	北海道	国
一般行政職	大学卒	179,200 円	179,200 円	179,200 円
	高校卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円
教育職	大学卒	179,200 円	200,600 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（30年4月1日現在）

区分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 15年以上20年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満
一般行政職	大学卒	255,400 円	303,900 円	- 円	389,800 円
	高校卒	- 円	281,300 円	307,800 円	355,500 円

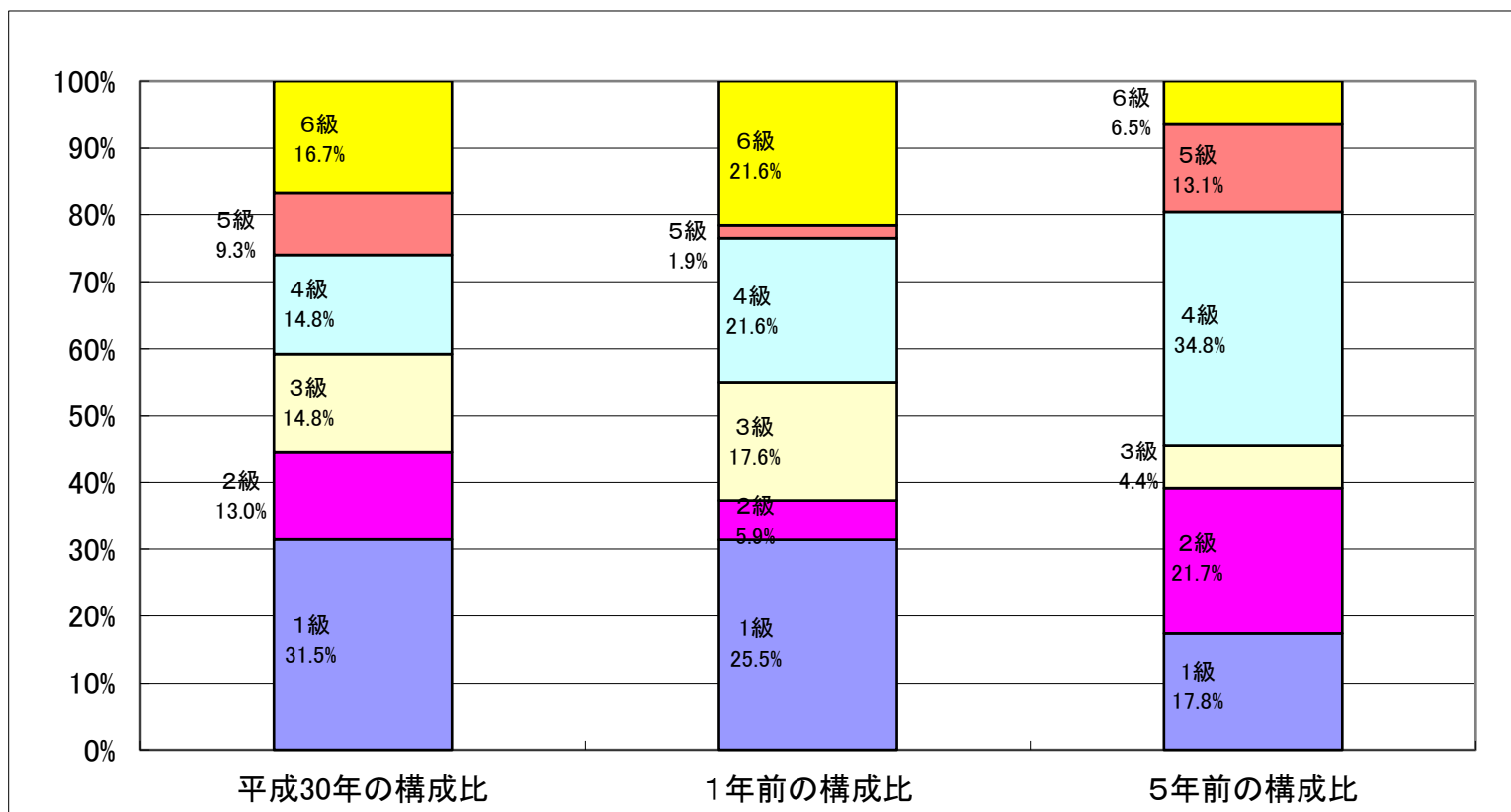
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

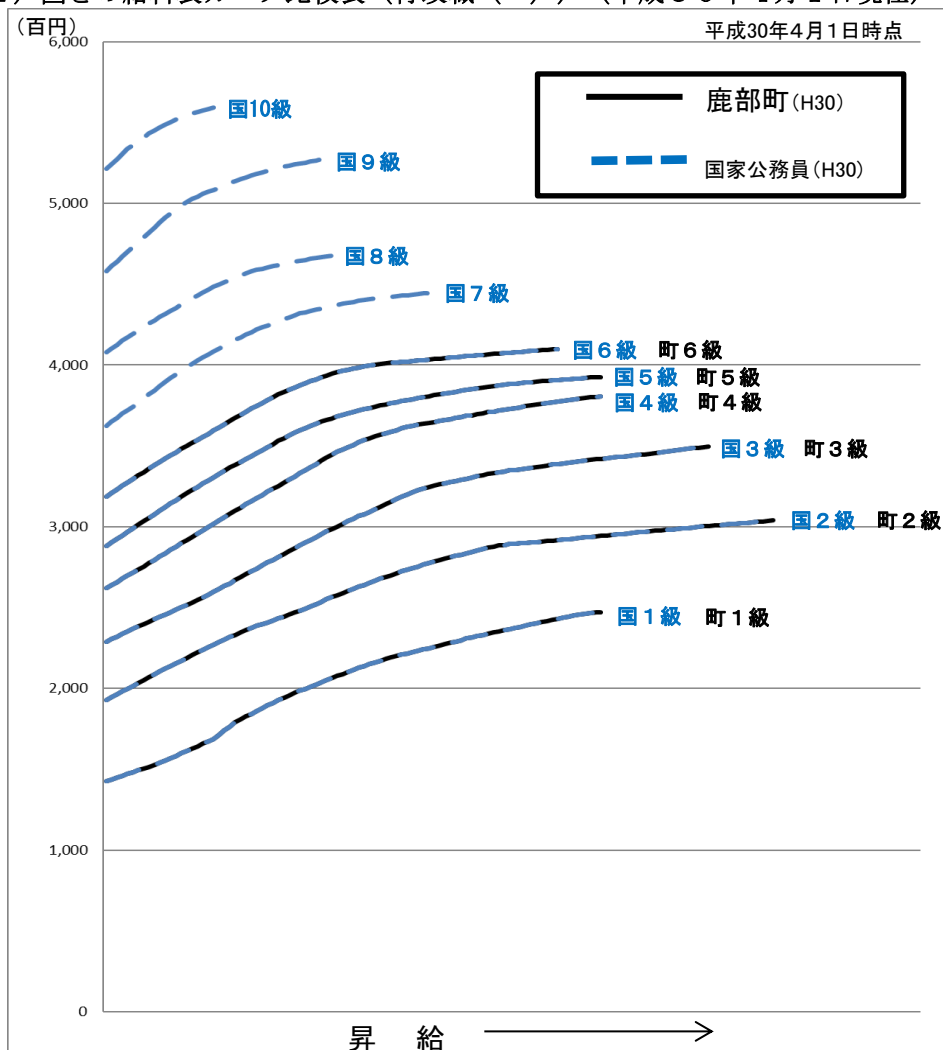
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
1 級	社会福祉士、主事、主事補	17 人	31.5 %	142,600 円	247,100 円
2 級	主事、技士	7 人	13 %	192,700 円	303,800 円
3 級	主査	8 人	14.8 %	228,900 円	349,600 円
4 級	係長	8 人	14.8 %	262,000 円	380,600 円
5 級	課長補佐又はこれに相当する職務	5 人	9.3 %	288,000 円	392,600 円
6 級	課長又はこれに相当する職務	9 人	16.7 %	318,500 円	409,800 円

(注) 1 鹿部町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（鹿部町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施した					
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を実施していない					
活用予定時期	平成31年度中		平成31年度中		

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鹿部町	北海道	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,297 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,673 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職段階加算5~20%・管理職加算10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%・管理職加算10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(鹿部町)

平成30年度中における運用	管理職員	一般職員
イ. 人事評価を実施した		
活用している昇給区分	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の区分		
上位、標準の区分		
標準、下位の区分		
標準の区分のみ(一律)		
ロ. 人事評価を実施していない	○	○
活用予定時期	平成31年度中	平成31年度中

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

鹿部町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.66950 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置: 定年前早期退職特例措置(2~45%)	その他の加算措置: 定年前早期退職特例措置(2~45%)
1人当たり平均支給額 — 千円 16,135 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 千円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレス指数	96.7		
(ラスパイレス指数)	(96.7)		

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在) ※制度なし

支給実績(29年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(28年度決算)	左記職員に対する支給単価

(5) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	11,778 千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）	176 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	①配偶者 6,500円 ②配偶者以外の扶養親族 1人10,000円 ③15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 後の最初の3月31日までに ある子 1人5,000円加算	同		5,791 千円	222,730 円
住居手当	家賃の額が12,000円を超える 借家等の場合、家賃の額に応 じて27,000円を限度に支給	同		895 千円	298,333 円
通勤手当	①公共交通機関を利用の場合 55,000円を限度に運賃相当 額を支給 ②自動車等を使用する場合 通勤距離に応じ31,600円を 限度に支給	同		2,800 千円	164,706 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員に対して、給料月額に支給 率（8～10%）を乗じた額を支 給	異	※国では 定額支給	6,287 千円	449,072 円
寒冷地手当	世帯主のうち、扶養親族のある 職員は月額22,540円、扶養 親族のいない職員は12,860 円、その他の職員は8,600円	同		4,761 千円	71,060 円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区分	給料	月額	額	等
給料	町長	729,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副町長	604,500 円	820,000 円 / 498,000 円	667,000 円 / 443,000 円
報酬	議長	239,000 円	316,000 円 / 186,300 円	
	副議長	185,000 円	253,000 円 / 129,600 円	
	議員	158,000 円	230,000 円 / 109,000 円	
期末手当	町長	(29年度支給割合)		
	副町長	4.40 月分		
	議長	(29年度支給割合)		
退職手当	町長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	副町長	729,000×5.126×在職年数	14,947,416	任期終了後
	副町長	604,500×3.234×在職年数	7,819,812	任期終了後
備考				

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。

6 職員数の状況

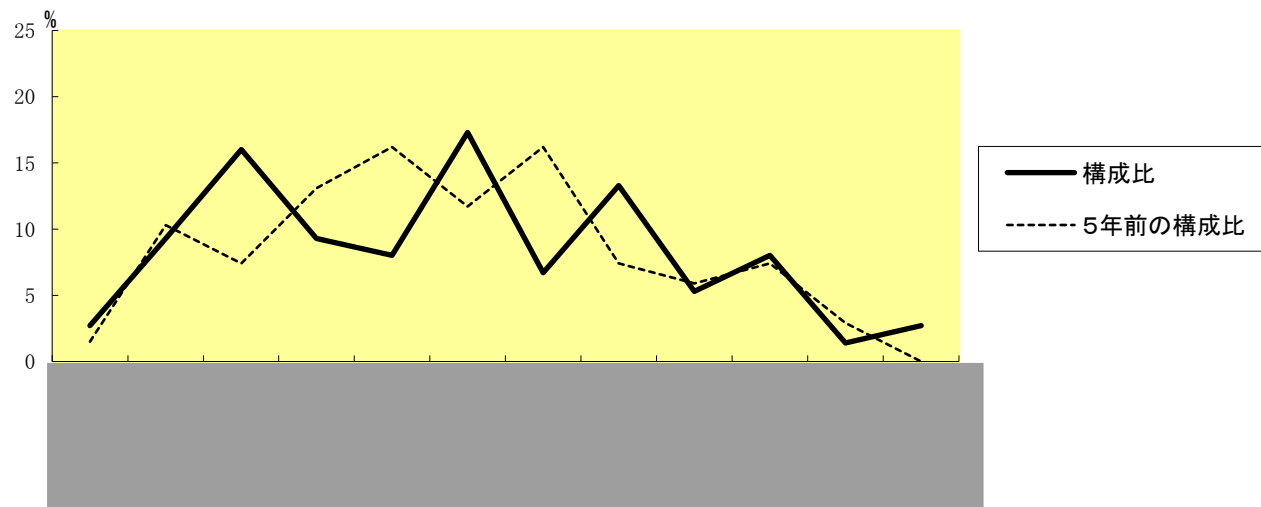
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	2	2	0	機構改革による増員
	総務	15	16	1	
	税務	5	5	0	
	農水	4	4	0	
	商工	4	6	2	
一般行政部門	土木	6	6	0	機構改革による増員
	民生	8	7	△1	
	衛生	5	7	2	
	計	49	53	4	
教育部門		15	17	2	退職職員の再任用
小 計		64	70	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 174.61 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 222.14人)
公営企業等 会計部門	水道	2	2	0	
	国保等	2	2	0	
	介護	1	1	0	
	小 計	5	5	0	
合 計		69	75	6	
		[81]	[81]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	7人	12人	7人	6人	13人	5人	10人	4人	6人	1人	2人	75人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	年度	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の増減数 (率)
一 般 行 政		46	47	49	51	49	53	7 (15.2%)
教 育		17	17	16	15	15	17	0 (0.0%)
普 通 会 計 計		63	64	65	66	64	70	7 (11.1%)
公営企業等会計計		6	6	5	5	5	5	▲1 (▲16.7%)
総 合 計		69	70	70	71	69	75	6 (8.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
29	80,924	21,296	18,803	23.2	24.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29	2	9,297	650	3,679	13,626	6,813	6,166

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成28年3月31日現在の人数である。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収の状況(平成30年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鹿 部 町	46.5 歳	366,300 円	518,709 円
団 体 平 均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円
事 業 者	— 歳	— 円	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鹿部町		水道事業(一般行政職・団体平均等)	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,297 千円		1,840 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%		役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

鹿部町			水道事業(一般行政職・団体平均等)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.66950 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置: 定年前早期退職特例措置(2~45%)			その他の加算措置: 定年前早期退職特例措置(2~45%)		
1人当たり平均支給額 — 千円 16,135 千円			1人当たり平均支給額 — 千円 — 千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%

エ 特殊勤務手当 ※制度なし

(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	0 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %			
手当の種類(手当数)	0			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (28年度決算)	左記職員に対する支給単価

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	424 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	212 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当

(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 1人6,500円 ③15歳に達する日後の最初の 4月1日から22歳に達する日 後の最初の3月31日までに ある子 1人5,000円加算	同		780 千円	390,000 円
寒冷地手当	世帯主のうち、扶養親族のある職員は月額22,540円、扶養親族のいない職員は12,860円、その他の職員は8,600円	同		226 千円	113,000 円